

提出書類一覧表（個人申請）

No.	書類の名称	注 意 事 項
1	免許申請書	
2	宅地建物取引業経歴書	実績がない期間がある場合、宅建業を休業していないことの申立書（宅建協会・県庁HPに様式あり）を添付すること
3	誓約書	
4	専任の宅地建物取引士設置証明書	
5	事務所を使用する権原に関する書面	事務所を賃貸借・使用貸借・転貸借している場合は、契約書の写し又は同意書（宅建協会・県庁HPに様式あり）を添付すること
6	略歴書	対象者：代表者、政令使用人
7	略歴書（専任の宅地建物取引士等）	対象者：専任の宅地建物取引士（代表者、政令の使用人を兼任している専取の場合はNo.6の略歴書を提出すること）
8	代表者の連絡先に関する調書	対象者：代表者、政令使用人
9	資産の状況を示す書面	
10	従事する者の名簿	代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士や宅建業を主として取り組む者や一般管理部門に従事する者は含むこと
11	専任の宅地建物取引士勤務内容調書	
12	事務所付近の地図	
13	事務所の写真	
14	身分証明書 (注意) 宅建業法の一部改正により、専任の宅地建物取引士については添付不要となりました。ただし、専任の宅地建物取引士が事務所の代表者や政令の使用人を兼任している場合は添付が必要となります。	① 対象者：代表者、政令使用人 ② 本籍地の市区町村役場が発行 ③ 外国人は身分証明書と同じ内容を誓約した誓約書（県庁HPに様式あり）及び住民票を添付すること ④ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
15	登記されていないことの証明書 (注意) 同上	① 対象者：代表者、政令使用人 ② 法務局、地方法務局の窓口で発行（郵送請求は東京法務局のみ） ③ 外国人も必要
16	住民票	① 対象者：代表者 ② 住所地の市区町村役場が発行 ③ 外国人は、上記14と兼用 ④ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
17	納税証明書	① 税務署の発行する直前1年間の所得税の納税証明書 （様式「その1. 納税額等証明用」）申告額や納付済額が無かった場合でも「無」として発行することが可能です ② 新規申請において、給与所得者であった者は、直前1年間の源泉徴収票（写）を添付（自営の場合は①に同じ）
18	返信用封筒 (郵送申請の場合・交付後の免許証を郵送希望の場合)	返信先の住所・宛先を明記したうえ返信に必要な料金（郵送基本料金+簡易書留料金）の切手を貼付したもの（免許証重量15g） ・郵送申請の場合 郵送基本料金+簡易書留料金の切手を貼付した、副本と免許証（A4サイズ）が入る大きさの封筒 ・窓口持参で交付後の免許証を郵送希望の場合 郵送基本料金+簡易書留料金の切手を貼付した、免許証（A4サイズ）が入る大きさの封筒 ※郵送基本料金は申請内容によって提出書類の重量が異なるのでご注意ください。

※ 更新書類の提出が有効期間満了の30日前を過ぎると受付できません。免許の取り直しになりますのでご注意ください。

その他 ① 商号又は名称、事務所所在地、代表者・役員・政令使用人・専任の宅地建物取引士の就退任又は氏名に変更があったときは、「変更届出書及び添付書類」を提出して下さい。なお、従業者の変更があったときは、「従業者変更届」を遅滞なく届け出て下さい。（変更日から30日を過ぎて提出する場合は遅延理由書が必要です。）

② 専任の宅地建物取引士の登録内容（氏名、住所、本籍、従事する宅建業者の商号（名称）及び免許証番号）に変更がある場合、事前に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出して下さい。

(注) 1 官公署発行の証明書類は、受付日時点において、3か月以内に発行されたものを添付して下さい。
2 審査にあたり必要な場合は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
3 申請書は、この順番に、正本副本を別々に備えて下さい。